

フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割：上場会社固有の開示制度の改善(1)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

31

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

135

(終了ページ / End Page)

148

(発行年 / Year)

1995-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003415>

〔研究ノート〕

フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割
— 上場会社に固有の開示制度の改善(1) —

大 下 勇 二

I はじめに

前稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割—株主総会時の情報の整備(1)～(7・完)—」(本誌第29巻4号, 第30巻1号～3号, 第31巻1号～3号)は, フランス商社会法規定の「株主総会時の情報開示制度」の発展と, 当該発展における証券取引委員会(COB)の役割を考察した。この開示制度は, 株式会社全体をその適用対象とする。従って, 上場の有無に拘らず, すべての株式会社に適用される開示制度である。

これに対して, 本稿で取り上げる「上場会社に固有の開示制度」とは, 上場会社だけに適用される商社会法規定の開示制度である。

フランスには, わが国あるいは米国等に見られる「証券取引法」が, 一つの独立した法律として制定されていない。例えば, わが国証券取引法における流通市場の開示規定に相当する規定は, フランスでは商社会法ないしその施行令に収容されている。従って, 前稿で取り上げた「全株式会社適用の株主総会時の開示制度」と本稿の「上場会社に固有の開示制度」は, いずれも同じ商社会法体系に規定されている。わが国では, 前者の開示制度は商法に, 後者の規定は証券取引法に収容されており, この点で違いを見せている。

また, 前稿で取り上げた全株式会社適用の株主総会時の開示制度は, その主要伝達媒体を「年次報告書」ないし「年次ブラケット」とし, 現在株

主あるいは将来株主(投資家)への情報提供を主たる目的とする。これに対して, 本稿の上場会社に固有の開示制度は, フランスの官報の一つ「法定公告公報(Bulletin des Annonces Legales Obligatoires, BALO)」を伝達媒体として, 情報を証券市場に広く一般に流布させることを予定した投資家向けの開示制度である。

BALOは週に数号発行される紙媒体であるが, 各家庭に普及しているミニテル(情報通信ネットワーク)を利用すれば, 簡単に情報を得ることが可能である。

本稿は, フランス商社会法規定の「上場会社に固有の開示制度」の発展と, 当該発展における証券取引委員会の役割を考察する。

II 上場会社に固有の開示制度の発展

フランス商社会法規定の上場会社に固有の開示制度は, 年次・半期・四半期の各開示制度からなる。年次開示制度は年度毎の年次計算書類の公表, 半期開示制度は半期毎の活動・成果表と半期報告書(当初は暫定B/S)の公表, 四半期開示制度は四半期毎の売上高の公表(1965年から)を中心とする証券市場に向けられた開示制度である。

以下, 第1表に基づいて, 上場会社に固有の開示制度の発展を概観する。その詳細な分析は第Ⅲ章以下の各論で取り上げることとし, 本章ではその全体的な特徴に限定して考察したい。

第1表 フランス会社法における上場会社固有の開示制度の発展

開示制度		1959年創設	1965年改正	1966・67年改正	1983年改正	1985・86年改正
年次開示	株主総会前開示 対象企業	なし	なし	なし	全公式市場上場会社	同左
	開示期限				年度終了後4ヶ月以内 かつ定時株主総会開催の15日前	同左

開示制度		1959年創設	1965年改正	1966・67年改正	1983年改正	1985・86年改正
年次開示	開示書類	なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・年次計算書類 ・経過年度末保有 有価証券明細書 (免除規定) ・成果処分案 ・年次計算書類附属 の連結計算書類 (未監査の草案で あることを明示) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次計算書類 ・成果処分案 ・連結計算書類 (未監査の草案で あることを明示)
	株主総会後開示					
	対象企業	公式市場上場会社ないし証券仲立人市場上場会社でその資産総額が10億フラン超の会社	公式市場上場会社で資産総額が1千万フラン超の会社	同左	全公式市場上場会社	同左
	開示期限	総会承認後翌月末まで	同左	総会承認後45日以内	同左	同左
開示	開示書類	<ul style="list-style-type: none"> ・B/S ・損益計算書 ・経過年度の売上高 ・同年度末の保有有価証券明細書 	<ul style="list-style-type: none"> ・B/S (会社締結のオフ・バランス契約額、利益処分表、子会社・参加会社一覧表添付) ・一般経営計算書 ・損益計算書 ・経過年度末保有有価証券明細書 (数量と市場価格記載) 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・承認済年次計算書類 (監査証明付) ・成果処分決議書 ・年次計算書類附属の連結計算書類 (監査証明付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・承認済年次計算書類 (監査証明付) ・成果処分決議書 ・連結計算書類 (監査証明付)
	免除規定	なし	なし	なし	無修正で承認の場合、総会前公表書類への参照の旨を監査証明を含めてBALOに公表することを条件に総会後の公表を免除	同左
	対象企業	年次開示と同じ	年次開示と同じ	年次開示と同じ	年次開示と同じ	年次開示と同じ
半期開示	開示期限	各半期終了後1ヶ月以内	各半期終了後3ヶ月以内	各半期終了後4ヶ月以内	上半期終了後4ヶ月以内	同左
	開示書類	<ul style="list-style-type: none"> ・前年同期と比較した当該半期の事業経過に関する要約的数値情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定B/S 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・上半期活動・成果表 (純売上高と税引前成果記載) COBの裁量権 	<ul style="list-style-type: none"> ・上半期活動・成果表 ・半期報告書 ・連結ベースの上半期活動・成果表と半期報告書 (COBの作成命令権) (監査証明付) COBの裁量権
	対象企業	なし	年次開示と同じ	年次開示と同じ	年次開示と同じ	年次開示と同じ
四半期開示	開示期限	なし	各四半期終了後1ヶ月以内	各四半期終了後45日以内	同左	同左

開示制度		1959年創設	1965年改正	1966・67年改正	1983年改正	1985・86年改正
四半期開示	開示書類	なし	・経過四半期売上高（前四半期および前年同期と比較した税抜・税込活動部門別売上高記載）	・経過四半期の税抜売上高（当該年度の先の各四半期と当該年度全体の活動部門別売上高および前年度の同様の活動部門別売上高）	・経過四半期と当年度の先の各四半期および前年同期の活動部門別純売上高（免除規定） COBの裁量権	・活動部門別に経過四半期と当年度の先の各四半期および前年同期の売上高 ・連結売上高（連結計算書類作成会社）（免除規定） COBの裁量権
	対象企業	資産総額が10億フラン以下の上場会社	資産総額が1千万フランの上場会社	同左	廃止	廃止
	開示期限と開示形態	株主の求めに応じて15日以内に直接送付	同左	同左		
開示書類	・直近の株主総会承認済のB/S、損益計算書、経過年度売上高、同年末の保有有価証券明細書	・直近の株主総会承認済のB/S、損益計算書、一般経営計算書、保有有価証券明細書	同左 （B/Sには会社締結のオフ・バランス契約額、利益処分表、子会社・参加会社一覧表添付）			
上場会社の子会社の開示義務	対象企業	非株式会社および非上場会社で、その資本金の50%以上が上場会社（資産総額が10億フラン超）により保有され、かつ保有有価証券総額が1億フラン超の会社	非株式会社および非上場会社で、その資本金の50%以上が上場会社（資産総額が1千万フラン）により保有され、かつ資産総額が1千万フラン超ないし保有有価証券総額が1百万フラン超の会社	同左	非株式会社および非上場会社で、その資本金の50%以上が直接・間接に上場会社により保有され、かつ資産総額が2千万フラン超ないし保有有価証券の棚卸価値もしくは市場価値が2百万フラン超の会社	同左
	開示期限	株主総会承認後翌月末まで	同左	総会承認後45日以内	同左	同左
	開示書類	・保有有価証券明細書	・一般経営計算書 ・損益計算書 ・保有有価証券明細書	同左	・承認済の年次計算書類（必要ある場合監査証明添付） ・成果処分決議書 ・保有有価証券明細書（これらは法定公告掲載資格のある新聞に掲載しBALOへの参照の旨を指示）	・承認済の年次計算書類（必要ある場合監査証明添付） ・成果処分決議書（これらは法定公告掲載資格のある新聞に掲載、当該公表への参照の旨をBALOに指示）
開示義務免除		法律または行政立法の規定により官報または法定公告誌に年次・半期開示書類を公表する会社は先の公表への参照をBALOに指示することを条件に当該書類の公表を免除	法律または行政立法の規定により官報または法定公告誌に年次・半期・四半期開示書類および上場会社の子会社の開示義務書類を公表する会社は先の公表への参照をBALOに指示することを条件に当該公表免除	同左	法律または行政立法の規定により官報または法定公告誌に年次・半期・四半期開示書類を公表する会社は先の公表への参照をBALOに指示することを条件に当該書類の公表を免除	同左

（本表は各法令に基づいて筆者が作成したものである）

1. 上場会社に固有の開示制度の変遷

(1) 1959年の上場会社に固有の開示制度の創設

上場会社固有の開示制度を創設する「証券市場に関する1959年2月4日オールドナンス第59-247号」は、その名の示すとおり、証券市場に関するものである。当該法令により、上場会社に対して、一定の情報を証券市場に向けて定期的に広く公表させる情報開示制度が制度化された。

それまでは、年次報告書を中心とした前出の株主総会時の開示制度が企業情報の唯一の情報源泉であった。従って、一般の投資家が企業から直接入手できる情報は、年に一回、株主総会時に公表される情報に限られていた。このことが、証券市場における合理的な株価形成と公正な証券取引の大きな障害となっていた¹⁾。その意味で、1959年の上場会社固有の開示制度の創設は、フランスの会計ディスクロージャー制度において非常に大きな意義を有する。

第1表に示すとおり、1959年2月4日オールドナンス（以下「1959年オールドナンス」と呼ぶ）は次の4つの開示義務を課した。すなわち、

① 資産総額が10億フラン（旧フラン）超の上場会社に対するBALOでの年次開示義務

年次開示制度では、株主総会承認後翌月末までに、承認済のB/S、経過年度の損益計算書、売上高、同年度末の保有有価証券明細書を、BALOに公表しなければならない。

② 同上場会社に対するBALOでの半期開示義務

半期開示制度では、各半期終了後1ヶ月以内に、当該半期の事業経過に関する要約的数値情報を公表しなければならない。

③ 小規模上場会社の株主直接送付義務

BALOでの年次・半期開示義務の免除される上場会社、すなわち、資産総額が10億フラン以下の上場会社は、この義務により、株主の求めに応じて15日以内に、直近のB/S、損益計算書、経過年度の売上高、年度末の保有有価証券明細書を株主に直接送付しなければならない。

④ 一定規模上場会社の子会社に対するBALOでの開示義務

これにより、年次・半期開示義務の適用を受け

る上場会社の子会社で保有有価証券総額が1億フラン超であれば、その会社形態および上場の如何を問わず、株主総会終了後翌月末までに、保有有価証券明細書を公表しなければならない。

(2) 1965年の改正

第1表に示すとおり、1959年の上記開示制度は、「株主・一般公衆の情報に関する1965年11月29日デクレ第65-999号」（以下「1965年デクレ」と呼ぶ）により改正された。1965年デクレはその名の示すとおり、株主・一般公衆の情報に関するものである。この場合の「一般公衆」とは「投資家」あるいは「将来株主」の意味で理解される。1965年デクレによる改正点は次のとおりである。すなわち、

① 年次・半期開示制度適用基準の変更

年次と半期の開示義務が適用される上場会社の資産規模が10億フラン（旧フラン）超から1千万フラン（新フラン）超に変更となった。それに伴い、小規模上場会社の株主直接送付義務は1千万フラン以下の資産総額の会社に適用されることとなった。これは、フランのデノミによるものである。

② 年次・半期開示書類の拡大

年次開示制度では、「経過年度の売上高」が削除され、当該情報を含めた当期業績主義計算書たる「一般経営計算書」が新たに加えられた²⁾。これは、当時の決算書体系の変化に対応したものである。

また、B/Sには、会社締結のオフ・バランス契約額、利益処分表、子会社・参加会社一覧表を添付しなければならない。さらに、年度末の保有有価証券明細書については、数量と市場価格記載義務づけが明記された。

半期開示制度では、「事業経過に関する要約的数値情報」という抽象的な公表内容から、上半期末と下半期末時点の「暫定B/S (situations provisoires du bilan)」に改正された。この上半期B/Sと下半期B/Sは、株主総会で承認を受けた「確定B/S」と区別するために、「暫定B/S」と呼ばれる。

③ 半期開示期限の延長

半期末時点のB/S公表義務づけに伴い、作成に必要な時間を考慮して、公表期限が半期経過後「1ヶ月以内」から「3ヶ月以内」に延長された。

④ 四半期開示義務の創設

年次・半期開示義務に加えて、同一対象企業に対して新たに、四半期経過後1ヶ月以内に、3ヶ月毎の売上高（活動部門別売上高）の開示を義務づけた。これにより、フランスでは、BALOという伝達媒体を通して、3ヶ月毎の売上高、6ヶ月毎のB/S、1年毎のB/Sと損益計算書等が定期的に広く一般に開示されることとなった。

⑤ 小規模上場会社の開示書類の拡大
年度売上高が削除され、当該情報を盛り込んだ一般経営計算書が加えられた。

⑥ 一定規模上場会社の子会社の開示義務の拡大

当該開示義務の適用基準が、「保有有価証券総額1億フラン超」のみから、「資産総額1千万フラン超」ないし「保有有価証券総額1百万フラン超」に変更となった。これにより、適用対象会社が拡大された。

開示書類も、「一般経営計算書」と「損益計算書」が新たに加えられた。

(3) 1966・67年の改正

1965年デクレの開示規定は、1966年7月24日法律（商社会社法、以下「1966年商社会社法」と呼ぶ）の適用に係わる1967年3月23日適用デクレ（以下「1967年デクレ」と呼ぶ）に、ほぼそのままの形で収容された⁹⁾。これにより、商社会社法開示制度として、従来の「株主総会時の開示制度」と証券市場に向けられた「上場会社に固有の開示制度」が並存することとなった。この意味で、1966・67年の改正は重要である。この1966年商社会社法体系に基づく上場会社固有の開示制度は、次の1983年と1985・86年の改正を経て現在に至っている。

第1表に示すとおり、1966・67年の改正点は次のとおりである。すなわち、

① 年次開示期限の統一化と半期・四半期開示期限の延長

年次開示期限が「総会承認後翌月末まで」から「45日以内」に変更され、すべての企業にとって同一日数になった。これに伴い、一定規模上場会社の子会社の開示期限も同様の変更が行われた。

また、半期開示期限は「半期終了後3ヶ月以内」から「半期終了後4ヶ月以内」に、四半期開示期限は「各四半期終了後1ヶ月以内」から「各四半

期終了後45日以内」に延長された。

(4) 1983年の改正

1967年デクレの開示規定は、「1983年4月30日法律第83-353号（以下「1983年調和化法」と呼ぶ）の適用および商人ならびに特定会社の会計義務に関する1983年11月29日デクレ第83-1020号」（以下「1983年調和化法適用デクレ」と呼ぶ）により大きく改正された¹⁰⁾。1983年調和化法と同適用デクレは、EC会社法第4号指令等のECレベルでの調和化作業に対応することを目的として、1966年商社会社法と1967年同適用デクレを改正するものであった。

第1表に示すように、1983年調和化法適用デクレによる改正点は次のとおりである。

① 年次開示制度における株主総会前開示の創設

株主総会後の年次開示義務に加えて、総会前の開示義務が新たに創設された。フランスでは、多くの企業がその事業年度を1月1日～12月31日とし、しかも、定時株主総会の法定開催期限が年度終了後6ヶ月以内で、大部分の企業が当該期間を最大限利用していた¹¹⁾。このため、株主総会後の年次開示は7月～8月に行われ、年度終了後半年以上経過しなければ前年の財務状況が分からなかった。

そこで、情報開示の迅速化を目的として、年度終了後4ヶ月以内かつ株主総会開催の15日前までに、未承認の草案であることを明示して、年次計算書類、保有有価証券明細書、成果処分案、年次計算書類附属の連結計算書類を公表することを全上場会社に義務づけた。監査未了の場合には、その旨を明記する。

② 年次開示制度における株主総会后開示の免除

総会前の年次開示義務が新たに創設されたのに伴い、企業の負担を考慮して、既開示書類が株主総会で無修正で承認された場合には、監査証明に加えて当該書類への参照の旨をBALOに掲載すれば足りる。

③ 年次・半期・四半期開示企業の拡大

年次・半期・四半期開示義務のある企業は「資産総額が1千万フラン超の上場会社」であったが、これが「全上場会社」に拡大された。これにより、「小規模上場会社の開示義務」が廃止され、従来

からの企業規模別開示制度は姿を消すこととなった。

④ 年次・半期開示書類の拡大

年次開示については、B/S、成果計算書および注記・附属明細書よりなる「年次計算書類」、
「成果処分案」ないし「成果処分決議書」、年次計算書類附属の「連結計算書類」に変更となった⁶⁾。
また、総会前開示では、これに保有有価証券明細書が加わる。ただし、当該書類は、一定の情報の開示により重大な損害が生ずる恐れがある場合、その理由を付して開示情報が不完全であることを明記すれば一部の公表が免除される。同様の免除規定は四半期開示についても認められた。

半期開示については大きく改正され、上半期の「暫定B/S」は「上半期活動・成果表」に変更された。また、下半期の「暫定B/S」は、既述の株主総会前年次開示制度に統合された。この上半期活動・成果表には、純売上高と税引前成果の記載が義務づけられた。これは、従来の「暫定B/S」に成果情報の点で問題があり、この点を改善したものである。

また、「上半期活動・成果表」の開示制度は、証券市場に関するEC理事会指令「上場会社の定期的情報開示(82/121/CEE)」(1982年2月15日)を国内化したものである。すなわち、当該指令では、上半期中の売上高、税引前ないし税引後の損益の半期報告義務が規定されていた。

⑤ 半期・四半期開示書類に関する裁量権のCOBへの付与

半期・四半期開示書類の内容については、特定企業の活動の特質を考慮するために、適当な開示内容を定める権限がCOBに付与された。この点は非常に重要で、従来、COBが事実上果たしてきた機能を法規定上明確にしたものと理解される。

⑥ 一定規模の上場会社子会社の開示義務の拡大

適用基準は、資産基準が「1千万フラン超」から「2千万フラン超」に、有価証券基準が「1百万フラン超」から「2百万フラン超」に引き上げられたが、年次・半期・四半期開示義務の適用と連動して、「全上場会社の子会社」に範囲が拡大した。改正前は、「資産総額が1千万フランを超える上場会社の子会社」が対象であった。

また、開示書類は、上場会社の年次開示並に改正された。すなわち、連結計算書類を除けば、承認済の年次計算書類、成果処分決議書、保有有価証券明細書を開示しなければならない。

(5) 1985年・86年の改正

1967年デクレの開示規定は、1983年調和化法適用デクレによる改正後、さらに「企業倒産の予防と調停的解決に関する1984年3月1日法律第84-148号の適用に係る1985年3月1日デクレ第85-295号」(以下「1985年デクレ」と呼ぶ)と「特定の商事会社と公企業の連結計算書類および年次計算書類作成規定に関する1985年1月3日法律第85-11号の適用に係る1986年2月17日デクレ第86-221号」(以下「1986年デクレ」と呼ぶ)により一部改正された⁷⁾。

また、「企業倒産の予防と調停的解決に関する1984年3月1日法律」は、1966年商事会社法の本体に「公募会社に固有の書類」として「上半期報告書」を規定した(同法第341-1条)。

1985年・86年の改正は、既述の1983年調和化法とその適用デクレによるECレベルの調和化作業への対応を補完するものとして捉えられる。

第1表に示すとおり、1985年デクレと1986年デクレによる改正点は次のとおりである。

① 年次開示書類の統一と連結計算書類の重視

年次開示書類は、株主総会前開示と総会後開示とで異なっていたが、これが統一された。すなわち、総会前開示だけに含まれていた保有有価証券明細書が削除された。

また、上記1985年1月3日法律より、連結計算書類の作成が全商事会社に義務づけられた⁸⁾。これにより、年次開示書類の中で、年次計算書類の附属書類として位置付けられていた連結計算書類の重要性が増大し、連結計算書類は年次計算書類と併置された。

② 半期開示書類の拡大と連結情報の重視および当該情報に関する命令権のCOBへの付与

「上半期活動・成果表」に「半期報告書」が加えられた。1983年調和化法とその適用デクレにより、ECレベルの調和化作業への対応が実施され、この対応作業の中で「上半期活動・成果表」が規定されたことは既述のとおりである。「半期報告

書」の創設は半期開示に関するこの一連の作業を補完するものである。

また半期連結情報が重視され、COBは、企業に対して連結ベースの「上半期活動・成果表」と「半期報告書」の作成を命ずることができる。

③ 四半期開示書類における連結情報の重視

年次・半期開示における連結情報重視と連動して、四半期開示においても、活動部門別の個別売上高に加えて、連結売上高の公表が義務づけられた。

なお、一定規模の上場会社子会社の開示書類として保有有価証券明細書が法規定上削除されたが、これは1966年商事会社法本体の第341-2条で規定されており、開示書類が軽減されたわけではない。

2. 上場会社に固有の開示制度の発展とその特徴

以上、上場会社に固有の開示制度の発展を概観した。これによれば、その発展過程は二つの期間に区分できる。すなわち、1959年創設から1983年改正前までの期間と、1983年改正後の期間の二つである。以下、二つの期間における開示制度の特徴を考察する。

(1) 1959年創設から1983年改正前までの期間の開示制度の特徴

1959年旧ナラックスにより上場会社固有の開示制度が創設されてから、1965年に改正、1966年商事会社法体系に収容されたあと、1983年に改正されるまでの期間は次の特徴を有する。すなわち、

① 上場会社規模別の開示義務

第1表に示すとおり、1959年旧ナラックスは、資産総額が10億フラン（旧フラン）超の上場会社に対して、BALOでの年次・半期の開示義務を規定した。これに対して、10億フラン以下の上場会社には、BALOでの公表が免除される代わりに、株主の求めに応じて、書類を直接送付する義務が課せられた。これが第1表の「小規模上場会社の開示義務」である。この10億フランの資産規模は1965年の改正で、1千万フラン（新フラン）に変更されるが、（同時に四半期開示創設）、上場会社規模別の開示制度は1983年の改正前まで存続する。

② 一定規模上場会社の子会社の開示義務

第1表に示すとおり、1959年旧ナラックスは、その資本金の50%以上が資産総額10億フラン超の上場会社に保有されている会社に対して、保有有価証券総額が1億フラン超の場合に、一定書類の開示義務を課した。この開示義務は、企業集団の情報を重視したもので、適用基準と開示書類はその後の改正で一部変更されるが、当該制度は1983年の改正後も存続する。

③ 半期・四半期開示期限の延長

第1表に示すとおり、半期開示期限は、「各半期終了後1ヶ月以内」「各半期終了後3ヶ月以内」「各半期終了後4ヶ月以内」と延長され、四半期開示期限も「各四半期終了後1ヶ月以内」「各四半期終了後45日以内」と延長された。これは、情報開示の迅速化の点からは後退であるが、創設時規定の期限が余りにも短く、その遵守が実践上困難であることを考慮して緩和したものである。

(2) 1983年改正後の期間の開示制度の特徴

1983年改正後の期間の開示制度は、ECレベルの調和化作業への対応等により大きく影響される。

① 全上場会社に対する開示義務

1983年改正前の上場会社規模別開示制度は廃止され、全上場会社に対する開示制度に変わった。これは、上場会社の社会的重要性や影響力の増大に対応したものと見られる。

② 情報開示の迅速化

情報開示の迅速化が重視され、株主総会前の年次開示制度が創設された。当該制度が創設されたことに関連して、株主総会後の開示に負担軽減措置が設けられ、さらに下半期開示は総会前年次開示に統合された。

③ 半期成果公表の重視

ECレベルの調和化作業に関連して、また、1983年改正前の「暫定B/S」の成果表示の問題改善を目的として、半期の経営成績の表示を重視する「上半期活動・成果表」と「半期報告書」が創設された。

④ 連結情報の重視

年次・半期・四半期開示のすべての開示書類において、連結ベースの書類の作成・公表が義務づけられた。法規定上の連結情報重視の傾向は、

1983年改正後の開示制度を特徴づける極めて重要な要素である。

⑤ COBへの裁量権・命令権の付与

1983年改正後、半期・四半期開示書類の内容に關して、裁量権がCOBに与えられた。これは、既述のとおり、事実上のCOBの機能を法規定上明確にしたものである。また、半期開示に關して、連結ベースの書類の開示を企業に命ずる権限がCOBに付与された。COBは、従来から、発行市場における発行目論見書（情報ノート）の審査時に、連結計算書類の作成を企業に求めていた。1985・86年改正の年次開示における連結計算書類の開示義務づけにともない、半期開示についてはCOBにその公表を命ずる権限を与えたのである。

COBの裁量権・命令権が法規定上明示されたことにより、上場会社に固有の開示制度に対するCOBの影響力が強化された。 [未完]

[注記]

- (1) この点については、拙稿「フランス証券取引委員会設立の意義」法政大学経営学会『経営志林』第28巻4号（1992年1月）152頁参照。
- (2) 「一般経営計算書」を始めとする決算書の体系については、拙稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割—株主総会時の情報の整備（4）—」『経営志林』第30巻3号（1993年10月）128頁参照。
- (3) 収容先は、1967年デクレ第V節「株式組織の会社に特有の規定」第294条～第299条である。
- (4) これら法令については、拙稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割—株主総会時の情報の整備（5）—」『経営志林』第31巻1号（1994年4月）72頁参照。
- (5) この点については、拙稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割—株主総会時の情報の整備（3）—」『経営志林』第30巻2号（1993年7月）153-154頁参照。
- (6) 年次計算書類については、拙稿「フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割—株主総会時の情報の整備（5）—」『経営志林』第31巻1号98-81頁参照。
- (7) これら法令については、同稿72-73頁参照。

(8) 同稿81-82頁参照。

[上場会社に固有の開示制度に関する法令]

1. 「証券市場に関する1959年2月4日オールドナンス第59-247号」による創設

第1条

その株式を証券取引所の公式市場ないし証券仲立人市場に上場し、かつその資産総額が10億フランを超えるすべての会社は、以下のものをBALOに公表しなければならない。

① 定時株主総会によるその承認後翌月末までに、当期の貸借対照表と損益計算書（compte de perts et profits）

② 各半期終了後1ヶ月以内に、前年同期の成果と対比した当該半期の事業経過に関する要約的数値情報

第2条

前条①に規定する公表は、当期売上高情報と当期末の保有有価証券明細書—各種類ごとにその数を記載—を添付しなければならない。しかし、いくつかの証券は総額で記載できる。

第3条

第1条規定の市場にその株式を上場し、かつその資産総額が10億フラン以下のすべての会社は、株主の求めに応じて15日以内に、直近の株主総会承認済の貸借対照表と損益計算書を送付しなければならない。これには、当該年度の売上高と同年度末の保有有価証券明細書を伴うものとする。

第4条

非株式会社形態の会社および株式非上場会社でも、当該会社資本金の50%以上が第1条規定の会社により保有されている場合、保有有価証券明細書の総額が1億フランを上回る時には、第2条に定める条件で、保有有価証券明細書を公表しなければならない。

第5条

法律または行政立法の規定により、第1条と第2条に規定の書類の一つないし複数を官報または法定公告紙に公表する会社は、先の公表への参照をBALOで指示するという条件で、それらの新たな公表を免除する。

第7条

本オールドナンスの第1条～第4条および第6条規

定のあらゆる違反は、24万～240万フランの罰金が課せられるものとする。

2. 「株主・一般公衆の情報に関する1965年11月29日デクレ第65-999号」による改正

第1条

その株式を証券取引所の公式市場に上場し、かつその資産総額が1千万フランを超えるすべての会社は、定時株主総会による貸借対照表と損益計算書の承認後翌月末までに、以下の書類をBALOに公表しなければならない。

① 1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式に従って作成される貸借対照表。

② 当期の一般経営計算書 (compte d'exploitation générale)。これには、期首・期末の棚卸高および主要な経営費用・収益の額を明瞭に表示し、必要ある場合には、法人税の算定上控除可能な費用から除かれるすべての費用額を明確にする。

③ 当期の損益計算書。これは、とりわけ当該年度利益に対応する法人税額を明らかにする。

④ 当期末の保有有価証券明細書。これには、各証券の種類ごとにその数と市場価格を記載する。しかし、いくつかの証券は総額で記載できる。

第2条

前条規定の会社は、見出し項目を尊重するという条件で、貸借対照表の標準様式を細分割することができる。貸借対照表の各項目の記載は、上記1965年10月28日デクレ第2条の定義を尊重しなければならない。

同デクレ第4条～第11条規定の評価規則は、これを遵守しなければならない。しかし会社は、理事会ないし業務執行社員の責任において、かつ1867年7月24日法律の改正第35条の規定の適用を妨げることなく、その貸借対照表に続けて、採用した評価規則を公表するという条件で、その他の評価規則を採用することができる。

貸借対照表には以下のものを添付しなければならない。

① 会社締結の貸借対照表外契約額

② 1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式に従った利益処分表。

③ 子会社・参加会社一覧表。その標準様式は経済・財政担当大臣の省令による。

第3条

第1条規定の会社は、また、次のものをBALOに公表しなければならない。

① 各四半期終了後1ヶ月以内に、経過四半期売上高情報。これには、前四半期および前年同期と比較した税抜き・税込売上高を記載する。いくつかの異なる活動部門を有する会社は、活動部門別売上高を公表しなければならない。

② 各半期終了後3ヶ月以内に、経過半期末に作成する暫定貸借対照表 (situation provisoire)

有価証券ポートフォリオの管理を目的とする会社および不動産賃貸を目的とする会社は、本条第①項規定の情報に代えて、経過四半期のポートフォリオの収入ないし受取賃貸料収入を公表しなければならない。これには、前四半期および前年同期と比較した同収入を記載する。

第4条

その株式を証券取引所の公式市場に上場し、かつその資産総額が1千万フラン以下のすべての会社は、株主の求めに応じて15日以内に、直近の株主総会承認済みの次の書類を送付しなければならない。

① 1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式に従って作成される貸借対照表。

② 当期の損益計算書。これは、とりわけ当該年度利益に対応する法人税額を明らかにする。

本条規定の会社は、株主の求めに応じて同一条件で、一般経営計算書および第1条④項規定の条件で作成する年度末の保有有価証券明細書を送付する。この一般経営計算書には、期首・期末の棚卸高および主要な経営費用・収益の額を明確にする。

第5条

非株式会社形態の会社および非上場株式会社でも、当該会社資本金の50%以上が第1条規定の会社一社ないし数社により保有されている場合、資産総額が1千万フランを超えるかあるいは保有有価証券明細書総額が1百万フランを超えている時には、第1条と第2条に定める条件で、一般経営計算書、損益計算書および保有有価証券明細書を公表しなければならない。

第6条

法律または行政立法の規定により、第1条、第2条、第3条および第5条規定の書類の一つないし複数を官報または法定公告誌に公表する会社は、先の

公表への参照をBALOで指示するという条件で、それらの新たな公表を免除する。

第8条

本デクレの規定は、1965年12月31日以降に終了する年度から適用する。証券市場に関する1959年2月4日オールドナンス第59-247号の第1条～第5条は本デクレ規定の施行から廃止する。

3. 「商事会社に関する1967年3月23日デクレ第67-236号」への収容と一部改正

第294条

その株式を証券取引所の公式市場に上場し、かつその資産総額が1千万フランを超えるすべての会社は、定時株主総会による貸借対照表と損益計算書の承認後45日以内に、以下の書類をBALOに公表しなければならない。

① 1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式に従って作成される貸借対照表。

② 当期の一般経営計算書。これには、期首・期末の卸棚高および主要な経営費用・収益の額を明瞭に表示し、必要ある場合には、法人税の算定上控除可能な費用から除かれるすべての費用額を明確にする。

③ 当期の損益計算書。これは、とりわけ当該年度利益に対応する法人税額を明らかにする。

④ 当期末の保有有価証券明細書。これには、各証券の種類ごとにその数と市場価格を記載する。しかし、いくつかの証券は総額で記載できる。

第295条

前条規定の会社は、見出し項目を尊重するという条件で、貸借対照表の標準様式を細分割することができる。貸借対照表の各項目の記載は、上記1965年10月28日デクレ第2条の定義を尊重しなければならない。

同デクレ第4条～第11条規定の評価規則は、これを遵守しなければならない。しかし会社は、理事会ないし業務執行社員の責任において、かつ商事会社法の第341条の規定の適用を妨げることなく、その貸借対照表に続けて、その他の評価規則を採用することができる。

貸借対照表には以下のものを添付しなければならない。

① 会社締結の貸借対照表外契約額

② 1965年10月28日デクレ第1条規定のモデルに従った利益処分表

③ 子会社・参加会社一覧表。その標準様式は本デクレに附属するものによる。

第296条

第294条規定の会社は、また、次のものをBALOに公表しなければならない。

① 各四半期終了後45日以内に、経過四半期の税抜き売上高、場合により当該年度の先の各四半期と当該年度全体の売上高情報および前年度の同様の情報。いくつかの異なる活動部門を有する会社は、各部門で同様の比較を行い、各活動部門に対応する売上高を公表しなければならない。

② 各半期終了後4ヶ月以内に、経過半期末に作成する暫定貸借対照表。

前項第①規定の情報に代えて、次の情報が公表される。

有価証券ポートフォリオの管理を目的とする会社によりそのポートフォリオの収入額。

不動産賃貸を目的とする会社による受取賃貸料収入

保険・再保険会社および積立保険会社による発行ないし受取プレミアム額

季節活動を有する会社は、経済・財政大臣の承認により、上半期末の暫定貸借対照表に代えて、上半期末日から最大1ヶ月前ないし後の日に作成される暫定貸借対照表を、考慮した日から起算して4ヶ月を超えない期間内に、公表することができる。

第297条

その株式を証券取引所の公式市場に上場し、かつその資産総額が1千万フラン以下のすべての会社は、株主の求めに応じて15日以内に、直近の株主総会承認済みの次の書類を送付しなければならない。

① 1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式に従って作成される貸借対照表。

② 当期の損益計算書。これは、とりわけ当該年度利益に対応する法人税額を明らかにする。

本条規定の会社は、株主の求めに応じて同一条件で、次の書類を送付する。

① 一般経営計算書。これには、期首・期末の棚卸高および主要な経営費用・収益の額を明確にする。

② 第294条第④号規定の条件で作成する年度末の

保有有価証券明細書

第295条の規定は本条規定の会社に適用可能である。

第298条

非株式会社形態の会社および非上場株式会社でも、当該会社資本金の50%以上が第294条規定の会社一社ないし数社により保有されている場合、資産総額が1千万フランを超えるかあるいは保有有価証券明細書総額が1百万フランを超えている時には、第294条と第295条に定める条件で、一般経営計算書、損益計算書および保有有価証券明細書を公表しなければならない。

第299条

法律または行政立法の規定により、第294条、第295条、第296条および第298条規定の書類の一つないし複数を官報または法定公告誌に公表する会社は、先の公表への参照をBALOで指示するという条件で、それらの新たな公表を免除する。

公表ないし株主総会への報告について銀行取締役委員会により定められた形式で、貸借対照表、少なくとも各四半期の定期的状況、及び損益計算書を公表する銀行は、1965年10月28日デクレ規定の標準様式に従った貸借対照表、一般経営計算書、四半期売上高の公表が免除される。

国家信用審議会により主要業務として登録された金融機関は、株主総会での計算書類の報告について銀行取締役委員会により課せられた形式で貸借対照表および損益計算書を公表している場合、銀行と同様にこれが免除される。但し、四半期売上高については別とする。

保険・再保険会社および積立保険会社は、これら会社の会計に関する規制により定められた標準様式に従って、貸借対照表と損益計算書を公表する。これら会社は、一般経営計算書と上半期末の暫定貸借対照表の公表が免除される。

4. 「1983年4月30日法律第83-353号の適用および商人ならびに特定会社の会計義務に関する1983年11月29日デクレ第83-1020号」による改正後の1967年デクレの規定

第294条

第295条～第299条の規定は、その株式の全部ないし一部を証券取引所の公式市場に上場している会社に適用することができる。

第295条

第294条に規定する会社は、年度終了後4ヶ月以内かつ定時株主総会開催の15日前までに、会計監査役による未検証の草案に関わるものであることを明示する表現の下で、経過年度にかかる次の書類をBALOに公表するものとする。

1. 年次計算書類

2. 当期末の保有有価証券明細書。これには、各証券の種類ごとにその数と市場価格を記載する。但し、重要性を持たない有価証券については総額で記載することができる。これらの記載のいくつかがその開示によって生じうる重大な損害を理由として除外される時には、この開示されている情報が不完全であることを記載するものとする。

3. 成果処分案

4. 利用可能である場合、年次計算書類附属の連結計算書類。

第296条

第294条規定の会社は、定時株主総会による承認後45日以内に、BALOに次の書類を公表するものとする。

1. 会計監査役の証明を付した承認済の年次計算書類

2. 成果処分決議書

3. 会計監査役の証明に付した年次計算書類附属の連結計算書類。

上記会社は、その諸提案が定時株主総会で無修正で承認され、かつ上記期間内に第295条規定の適用による公表を参照することを指摘して会計監査役の証明を付している意見をBALOに挿入するときには、前項に定める書類の公表を免除されるものとする。

第297条

第294条規定の会社は、次の書類をBALOに公表するものとする。

1. 上半期終了後4ヶ月以内に、経過半期の活動・成果表。その際、特に1983年11月29日デクレ第83-1020号第14条と第16条規定の項目に基づいて作成する純売上高と税引前成果を記載するものとする。証券取引委員会は、特定の会社ないし特定種類の会社の活動の特質を考慮するために、上半期活動・成果表の適合ないし適用される期間の変更を認めることができる。

2. 各四半期終了後45日以内に、経過四半期と場合

により当期の先の各四半期の純売上高、および前年同期の売上高情報をBALOに公表するものとする。複数の活動領域を有する会社は、各活動に対応する売上高を開示するものとする。証券取引委員会は特定の会社ないし特定種類の会社の活動の特質を考慮するために、これら情報の適合を命じることができる。上記の記載は、その開示により当該会社に対して損害を与える性質のものである時にはこれを免除する。

第298条

非株式会社形態の会社および株式非上場会社でも、その資産総額が2千万フランを超えるかあるいは保有有価証券の棚卸価値もしくは市場価値が2百万フランを超えており、当該会社資本金の50%以上が第294条規定の会社一社ないし数社により直接または間接に保有されている場合、第296条に規定する期間内に次の書類を開示するものとする。

1. 承認済の年次計算書類。これには必要ある場合会計監査役の証明を付するものとする。
2. 成果配分決議書
3. 第295条に規定する保有有価証券明細書。

これらについては法定公告の記載資格のある新聞に公表し、かつBALOに行った公表への参照を含む意見を掲載するものとする。当該記載および公表は上に規定する会社の存在について記載するものとする。

第299条

法律または行政立法の規定により、第294条～第297条規定の書類の一つまたは複数を官報または法定公告誌に公表する会社は、先の公表への参照をBALOで指示するという条件で、それらの新たな公表を免除する。

割賦販売金融、機械設備財金融および不動産信用を専門とするものを除く銀行会社は、銀行取締役委員会が定める様式に従って、少なくとも四半期毎に、その期間的状況を公表するときには四半期売上高の公表が免除される。当該銀行の年次計算書類は銀行取締役委員会が定める様式に従って開示するものとする。

国家信用審議会により主要業務として登録された金融機関は、第297条に規定する条件で、四半期売上高を公表するものとする。当該金融機関は銀行取締役委員会が定める様式に従って年次計算書類を公表す

るものとする。

保険・再保険会社および積立保険会社は、これら会社の会計に関する規制により定められた標準様式に従って、年次計算書類を公表する。これら会社は、上半期の活動・成果表の公表を免除され、第295条の規定に準拠するために当年度終了から起算して5ヶ月の期間が与えられる。

地域開発会社は、当該会社に係わるプラン・コンタブルに定める様式に従って年次計算書類を公表するものとする。

5. 「1985年3月1日デクレ第85-295号と1986年2月17日デクレ第86-221号」による改正後の1967年デクレの規定

「第VI節 その株式が証券取引所の公式市場に上場されている会社とその子会社の一定の会社に固有の規定」

第294条

第295条～第299条の規定は、その株式の全部ないし一部を証券取引所の公式市場に上場している会社に適用することができる。

第295条

第294条に規定する会社は、年度終了後4ヶ月以内かつ定時株主総会開催の15日前までに、会計監査役による未検証の草案に関わるものであることを明示する表現の下で、経過年度にかかる次の書類をBALOに公表するものとする。

1. 年次計算書類
2. 成果処分案
3. 利用可能である場合、連結計算書類。第248-12条の5°、6°、7°、8°規定の情報は、本社で利用できるという条件で、省略することができる。

第296条

第294条規定の会社は、定時株主総会による承認後45日以内に、BALOに次の書類を公表するものとする。

1. 会計監査役の証明を付した承認済の年次計算書類
2. 成果処分決議書
3. 会計監査役の証明を付した連結計算書類。第248-12条の5°、6°、7°、8°規定の情報は、それらが第293条規定の期限内に商事裁判所書記課に寄託する連結計算書類に記載されている場合、これを省略するこ

とができる。

連結計算書類の公表が、第295条あるいは本条の規定を適用して第248-12条の5°、6°、7°、8°規定を含めなくて実施される時、これら情報を含めた連結計算書類が裁判所書記課に寄託される旨の記載を行う。

上記会社は、その諸提案が定時株主総会で無修正で承認され、かつ上記期間内に第295条規定の適用による公表を参照することを指摘して会計監査役の証明を付している意見をBALOに挿入する時には、前項に定める書類の公表を免除されるものとする。

第297条

第294条規定の会社は、各四半期終了後45日以内に、活動部門別に、経過四半期と場合により当期の先の各四半期の純売上高、および前年同期の売上高情報をBALOに公表するものとする。その会社の中で連結計算書類を作成し公表している会社は、同じ方法に従って連結売上高を公表するものとする。これら情報の一つが会社に重大な損害を与えるものである場合、当該情報の公表は除外される。

証券取引委員会は特定の会社ないし特定種類の会社の活動の特質を考慮するために、これら情報の適合を命じることができる。

第297-1条

第294条規定の会社は上半期終了後4ヶ月以内に、経過半期の活動・成果表と商事会社法第341-1条第3項規定の報告書を、BALOに公表するものとする。

当該表は、特に、商人と特定の会社の会計義務に関する1983年11月29日デクレ第83-1020号第14条と第16条規定の項目に基づいて作成する純売上高と税引前成果を記載するものとする。当該表の各項目は、前年度と同年度上半期の対応する項目に関する数値を伴うものとする。証券取引委員会は、特定の会社ないし特定種類の会社の活動の特質を考慮するために、上半期活動・成果表の適合ないし適用される期間の変更を認めることができる。

配当金の一部支払いの提案ないし実施は、半期の純成果と次期繰越額への参照により、第1項に規定の報告書において理由を説明しなければならない。

活動・成果表と報告書は、提供される情報の真実性についての会計監査役の証明を付すものとする。

報告書は、活動・成果表とともにBALOで、あるいはBALOで公表された当該表を参照して法定公告誌で公表するものとする。

報告書の公表期限は、会社ないし連結会社グループの状況に正当な理由がある場合、証券取引委員会により延長できるものとする。

証券取引委員会は、連結計算書類を作成する会社に対して、連結形式での活動・成果表と報告書を公表するよう命ずることができる。これらは、場合により、個別にとられる会社に関する情報で補完される。

第298条

非株式会社形態の会社および株式非上場会社でも、その資産総額が2千万フランを超えるかあるいは保有有価証券の棚卸価値もしくは市場価値が2百万フランを超えており、当該会社資本金の50%以上が第294条規定の会社一社ないし数社により保有されている場合、法定公告の掲載資格のある新聞において第296条の期限内に次の書類を公表するものとする。

1. 承認済の年次計算書類。これには必要ある場合会計監査役の証明を付するものとする。
2. 成果配分決議書

これら会社は、当該公表への参照を含む意見をBALOに掲載するものとする。

第299条

法律または行政立法の規定により、第294条～第297条規定の書類の一つないし複数を官報または法定公告誌に公表する会社は、先の公表への参照をBALOで指示するという条件で、それらの新たな公表を免除する。

(2と3項は廃止)

保険・再保険会社および積立保険会社は、これら会社の会計に関する規制により定められた標準様式に従って、年次計算書類を公表する。これら会社は、上半期の活動・成果表の公表を免除され、第295条の規定に準拠するために当年度終了から起算して5ヶ月の期間が与えられる。

(5項は廃止)

第299-1条

第294条と第298条に記載される会社の社長、取締役、業務執行社員は、第295条～第298条規定の公表を行わない時には、第5等の違警罪について規定された罰金を科するものとする。

再犯の場合、第5等の違警罪の再犯について規定された罰金を適用するものとする。

6. 「企業倒産の予防と調停的解決に関する1984年3月1日法律第84-148号」の第6条により追加された1966年商事会社法の規定

「公募会社に固有の書類」

第341-1条

公式市場上場会社は、年次計算書類に決算日保有の有価証券明細書を添付しなければならない。

また、公式市場上場会社は、株主総会に提出される分配可能金額の処分に関する計算書を添付するものとする。

投資信託会社を除いて、これら会社はまた、上半期終了後4ヶ月以内に、経過半期の会社の売上高と成果に関する数値データを解説し、当該期間の活動および年度の見しうる発展と経過半期中に生じた重要な出来事を記述する報告書を作成し公表しなければならない。半期報告書の義務的な記載内容と公表の様式は、コンセイユ・デタのデクレにより定められる。会計監査役は半期報告書の情報の真実性を証明するものとする。

第341-2条

非株式会社形態の会社および株式非上場会社でその資本金の50%以上が一社ないし数社の公式市場上場会社に保有されている会社は、その資産総額が2千万フラン超もしくは保有有価証券の棚卸価値もしくは市場価値が2百万フラン超の場合、その年次計算書類に決算日の保有有価証券明細書を添付しなければならない。